

事案調書(戦略会議)

審議日 令和4年8月24日

案件名	中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について							
所管	健康福祉	局	保健衛生	部	医療政策	課		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市所管の診療所の再編を前提とした取組を進めることにより、以下の効果を見込む。 ・在宅医療の充実と医療・介護連携の推進 ・医療資源や財源の効率的な活用 ・疾病予防・介護予防の推進						
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる ・診療所の再編に向けた取組が進んでいる				施策番号	8、10、11、46	
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	・基本方針の策定 ・電子カルテの導入	・訪問診療機能の 向上策の検討・実施	・診療日数減(青根)		・再編			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	地域保健医療審議会への諮問に向けて、市の対応方針を決定する。 市の対応方針:取組の方向性、基本方針、診療所再編の進め方
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。 ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

中山間地域(津久井、相模湖及び藤野地区)においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等へのリスクが高まること、医療施設の偏在や医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保が難しいこと、人口減少等を背景とした受診者数の減少に伴い財政負担が増加していることなど、医療に関わる課題が生じている。

誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるようにするためには、中山間地域の特性を踏まえた持続可能な医療の確保が必要とされていることから、昨年8月から本年6月にかけて、中山間地域の住民や、医療に関わる団体の代表者等により構成された「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」において意見交換を行ってきたところである。

今後、地域保健医療審議会への諮問・答申、パブリックコメント等の手続きを経て、今年度中を目途に「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」を策定する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	[全体] ← 現 指定管理期間(R3から5年間) → 順次、指定管理施設へ移行						
	問答	パブコメ 地域説明	策定	訪問診療機能の向上策の検討・実施			
	[津久井地区]						
	青根診療所	診療日数を減らして運営					
	青野原診療所	改修に向けた調整					
	[相模湖地区]						
	内郷診療所	改修に向けた調整				改修	
	千木良診療所	閉院・解体等に向けた調整				閉院	解体等
	[藤野地区]						
	日連診療所	閉院・解体等に向けた調整				閉院	解体等
藤野診療所	改修等に向けた調整				改修		

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		別紙「説明資料」のとおり						
うち任意分								
事業費(国保直診)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源								
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源抛出現見込額								
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	3	3	3	0	0	0
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○						
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会(R3.8～計6回)	令和4年6月7日に議論のまとめがなされた
財政課	新規事業や施設改修等に係る予算措置は別途調整が必要なことを確認した
経営監理課	指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討していくことを確認した
総務法制課	パブリックコメント前に部会に情報提供することを確認した 診療所の再編にあたっては条例の改正を伴うことを確認した
人事・給与課	国保診療所の医師として修学医師の活用を視野に入れていくことを確認した
アセットマネジメント推進課 公共建築課	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認した
緑区役所	市の対応方針の内容について共有した

備考

市所管の診療所の再編について
・医師の確保状況や施設の改修方法等により、実施時期はずれることがある。

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (6/28)</p>	<p>【市の対応方針(基本方針)について】 ・今後、案件が具体化したときに個別に調整が必要になり、庁議に諮るものもあると思われる。本件を承認することが、市の対応方針のすべてを決定するものではない点は承知いただきたい。社会情勢等も考慮する必要があり、課題が大きいものであるため、その都度調整をしてもらいたい。</p> <p>【市の対応方針(診療所再編の進め方)について】 ・青野原診療所の分院として診療日を限定して青根を当面維持していく理由は何か。 青野原診療所からでは距離が遠いところもあり、現時点では対面診療の機能を残した方がより効率的だと判断した。</p> <p>【再編後の診療所区分等について】 ・国民健康保険診療所だと助成制度があったかと思うが、国民健康保険診療所に統合することになるか。 統合し、国民健康保険診療所となれば国の助成を受け取ることができる。国民健康保険診療所とするか、もしくは市立診療所とするかについては今後検討することになるが、いずれの場合でも指定管理者制度を利用する予定である。</p>
<p>決定会議の 主な議論 (7/26)</p>	<p>【基本方針の中で使用する表現について】 ・基本方針の中で使用する表現は、読み手が受け取る印象を考慮したほうが良い。 見直して対応したい。</p> <p>【市の対応方針(基本方針)について】 ・コロナ禍においてオンライン診療が効果的であり、進めてもらいたい。対面診療も大事だと思うが、オンライン診療についてはどのようなサービスを想定しているか。 オンライン診療といっても、様々な手法がある中で、医師と患者が直接つながる方法や、通信機器を搭載した診療車で看護師が患者宅を訪問し、デジタル機器を通じて医師の判断を仰ぐなど、デジタルに不得手な高齢者等に対応する方法を想定している。ただし、直接触らないとわからない場合もあり、診療所へ行くのが面倒だから訪問診療をしてもらいたいという人もいると思われ、安易に訪問診療を選択しないような一定のルールづくりが必要と考えている。</p> <p>【市の対応方針(診療所再編の進め方)について】 ・診療所の再編が大きなテーマとなっているが、人が住むところに医療を提供することと、診療所を再編することでは、タイトルと取り組む内容が乖離しているように感じる。診療所の再編が必要な理由について説明してもらいたい。 今回の提案は、これまで住民が受けていた医療、と同程度の医療サービスを安定的かつ継続的に確保することを目的としているが、そのためには可能な限り財政を圧迫させないことも求められる。財源や医者不足によって危機にさらされては困るので、医療資源や財源の効率的な活用に資する診療所の再編は必要である。</p> <p>・青根診療所を当面残すことも理解できるが、通院困難という課題に対して訪問の充実という方策を提示している中では、絶対に必要とも読みきれない。青根診療所の閉院の時期については、しっかりと検討を続けてもらいたい。</p>

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針（案）について

令和4年8月24日 医療政策課

市の対応方針について

1 はじめに(巻頭言)

2 中山間地域の医療等に係る現状

(1)人口等

人口、高齢化率、将来人口推計、医療需要予測

(2)医療提供施設等

医療提供施設等の設置状況等

(3)市の主な取組

地域医療体制の確保等、医療従事者の確保、在宅医療等支援、健康づくり等対策

(4)医療関係団体の主な取組

(5)中山間地域の医療に係る市民アンケート等の結果概要

3 中山間地域の医療等に係る課題

3つの課題

課題① 高齢化の進行等に伴う「通院困難」への対応

課題② 医療従事者や施設等の安定的な確保・公費負担の適正化

課題③ 生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等のリスクへの対応

4 基本方針

本日の審議事項（市の対応方針）

取組の方向性

基本方針 1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

基本方針 2 医療資源や財源の効率的な活用

基本方針 3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

この中で
診療所再編の進め方を示す

■ 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT技術等を活用し、持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進する。

【基本方針1】在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進
- 医療・介護関係者の多機関・多職種連携強化
- 在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進
- 介護家族等の支援
- 訪問診療機能の充実
- オンライン診療の推進
- 地域の中核を担う診療所として機能
- 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

○：地域全体の取組
●：市所管の診療所などの取組

【基本方針2】医療資源や財源の効率的な活用

- 情報共有のための顔の見える関係づくりの推進
- ICT技術の利用による医療資源の効率的な活用の推進
- 在宅医療・介護連携を支える人材の確保
- 市所管の診療所の施設数の適正化
- 医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置
- 運営経費削減努力の継続
- 病院等との連携強化

【基本方針3】地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

- 市民による健康づくりや介護予防の取組への支援
- 自ら行う健康管理の取組への支援
- 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

市の対応方針（診療所再編の進め方）

- ① 訪問診療を効率的に実施できる体制とするため、医師2人体制とする。
- ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合する。
- ③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進める。

○津久井地区（青野原・青根）

青根診療所は、青野原診療所に統合する。ただし、青根診療所は、令和6年度を目途に診療日数の見直しを行ったうえで、青野原診療所の分院として当面維持しつつ、閉院の時期を見極めて決定する。

○相模湖地区

千木良診療所は、令和8年度を目途に内郷診療所に統合する。（千木良診療所は閉院とする。）

○藤野地区

日連診療所は、令和8年度を目途に藤野診療所に統合する。（日連診療所は閉院とする。）

※ ただし、医師の確保状況や施設の改修方法等により、実施時期はずれることがある。



- ・日常生活圏域を基本に市所管の診療所を配置し、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられる体制とする。
- ・市民の健康づくりや地域包括ケアシステムの充実にも寄与していく。

再編にあたっての課題、対応策と見込まれる効果

具体的な課題

【地域特性・人口減少・高齢化】

- ・通院困難
- ・生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等

【医療従事者】

- ・地域で働く人材の確保が難しい。
- ・医療機関の新規参入は難しく、診療科目が偏在。
- ・医師の高齢化が進行している。(青根・日連)
- ・医師の安定的な確保が難しい。

【収支状況】

- ・受診者数の減少等を背景に、運営収入が減少している。

【診療所運営事務】

- ・国保診療所に係る運営事務が煩雑である。

【診療所施設】

- ・令和11年度までに更新目安の時期を迎える。(日連)
- ・土砂災害警戒区域内に立地している。(日連・青根)

対応策

【訪問診療機能・検診機能の充実】

- ・統合後の診療所を医師2人体制とする。
→ 効率的に訪問診療が可能な体制づくり
→ 市民健康づくりの活動への積極的な介入
- ・往診車を増設し、搭載機能を充実させる。

【ICT化・機械化・民間との連携の推進】

- ・電子カルテを導入し、オンラインを推進する。
- ・事務を簡素化し、人材と経費を削減する。
- ・民間の医療機関や薬局等との連携を進める。

【人材確保・育成】

- ・修学医師を国保診療所にも配置する。
- ・医師や看護師への修学資金貸付を継続する。
- ・総合診療医の育成を継続する。

【診療所再編】

- ・日連と千木良は、令和7年度に閉院する。
- ・青根は、令和6年度から診療日数を減らす。
- ・令和8年度以降、順次、指定管理施設とする。
(青根：R8以降 / 内郷：R11以降)
- ・診療所区分の整理を行う。(国保か市立か)
※指定管理者や医師の定年等と要調整。

見込まれる効果



- 在宅医療の充実と医療・介護の連携強化
- 医療資源や財源の効率的な活用
- 疾病予防・介護予防の推進

事業スケジュール

		市立診療所 指定管理期間（R 3 から 5 年間）																				
年度	令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度				備考	
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
全体	諮問●				各種計画の改定●				●第 8 期医療計画Start				指定管理プロポ●				●新たな指定管理期間Start (順次、指定管理施設へ移行)					
	●答申				●健康増進条例施行予定				訪問診療機能の向上策の検討・実施													
	パブコメ等●																					
	基本方針の策定●				国保診療所規則改正●				診療所条例改正●				診療所条例改廃●				●診療所区分の統一化					
市所管の診療所	青根					●電子カルテ導入				●診療日数減												●R8以降、 指定管理へ
	青野原									●電子カルテ導入								改修等に向けた調整				
	内郷	電子カルテ導入●								改修に向けた調整				改修●				●2 診開始				●R11以降、 指定管理へ
	千木良													閉院●								
	日連									閉院・解体等に向けた調整				閉院●				解体等				
	藤野					改修等に向けた調整								●電子カルテ導入 ●改修等工事				●2 診開始				

○ 基本方針の策定と並行して改定作業が進められる関連計画（保健医療計画、高齢者保健福祉計画 等）に、中山間地域の持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を掲載することを検討していく。

○ 藤野 及び 青野原の改修等にあたっては、長寿命化計画の改修サイクルを参考に検討していく。

一 参考 一 財政等への影響

○機能の充実に向けた事業の想定(概算額)

事業目的	事業名	事業内容	概算額(千円)
訪問診療機能の充実	モバイルクリニック事業	伊那市の先行事例、薬の配達の仕事づくり等	12,500/年
検診機能の充実	検診用医療機器整備	3診療所@2,000	6,000/年
ICT化・機械化の推進	電子カルテ導入事業	1診療所@5,600(3年かけて3診療所に導入)	5,600/年
民間との連携の推進	地域連携推進事業	3地区@300(連絡会や研修会の開催等)	900/年

※再編に伴う施設改修・解体費用は別途計上する。

計25,000/年

○診療所の閉院又は診療日数の削減により、施設にかかる年間の維持費を減額することを見込む。

閉院(千木良)による減額	20,000千円/年
閉院(日連)による減額	20,000千円/年
日数の削減(青根)による減額	5,000千円/年
計	45,000千円/年

→ 削減額を活用し、訪問診療機能の充実や再編に伴う地域要望への対応を図る。

○特記事項

- ・活用可能な特定財源については、今後の中山間地域検討会議での検討の深度化の状況も踏まえ精査。
→ 例：地方創生推進交付金、再編後に全て国保診療所とした場合の国からの助成制度など。
- ・今後、地域から「診療所の再編に伴う追加的な利便性確保策」の実施について要望される可能性あり。

「中山間地域の持続可能な医療の在り方」基本方針について（案）

令和4年8月24日 医療政策課

取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT技術等を活用し、持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進する。

基本方針1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進
- 医療・介護関係者の多機関・多職種の連携強化
- 在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進
- 介護家族等の支援
- 訪問診療機能の充実
- オンライン診療の推進
- 地域の中核を担う診療所として機能
- 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

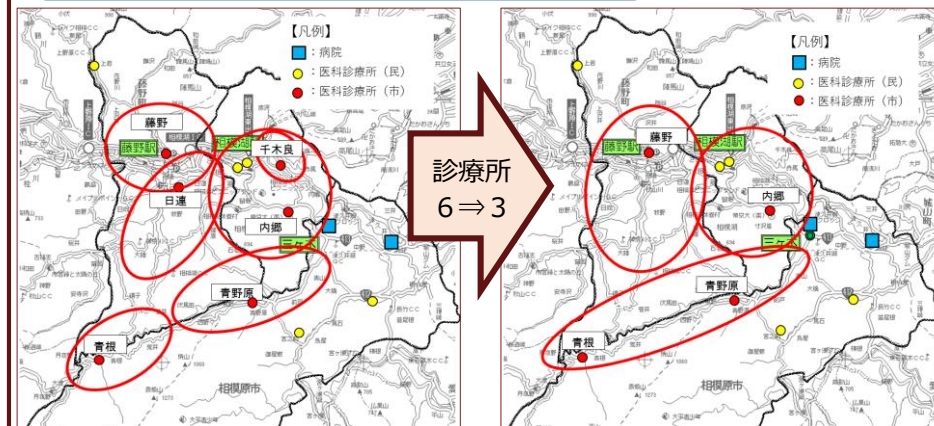
基本方針2 医療資源や財源の効率的な活用

- 情報共有のための顔の見える関係づくりの推進
- ICT技術の利用による医療資源の効率的な活用の推進
- 在宅医療・介護連携を支える人材の確保
- 市所管の診療所の施設数の適正化
- 医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置
- 運営経費削減努力の継続
- 病院等との連携強化

基本方針3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

- 市民による健康づくりや介護予防の取組への支援
- 自ら行う健康管理の取組への支援
- 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

市所管6診療所の再編（統合）



	国保	市立
津久井	青根	青野原
相模湖	内郷	千木良
藤野	日連	藤野

・津久井地区 青根はR6年度を目途に診療日数を見直し青野原の分院として当面維持
 ・相模湖地区 内郷診療所に統合
 ・藤野地区 藤野診療所に統合

生み出す	活かす
人的資源 ・医師・看護師等を集約	・診療所 医師2人体制⇒ 対面診療の効率化 ・訪問診療体制整備⇒ 出向く医療で在宅医療充実 や通院困難への一助 ・オンライン診療体制整備⇒ 受診の効率化
財源 ・施設維持管理経費等削減	

- ① 訪問診療を効率的に実施できる体制とするため、医師2人体制とする。
 - ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所とする。
 - ③ 民間の医療機関を含め、多職種・他機関の連携を進める。
- 令和8年度を目途に統合（医師確保状況や施設改修方法等により、時期はずれることあり）
 ○日常生活圏を基本に市所管診療所を配置し、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられる体制

今年度の主なスケジュール

○保健医療審議会（諮問）	9月	○パブリックコメント	12～1月
○保健医療審議会（答申）	10月	○住民説明会等	12～1月
○民生部会説明	12月	○基本方針 策定	3月

次の課題解消に寄与

中山間地域の医療等に係る課題

- ・高齢化の進行等に伴う「通院困難」への対応
- ・医療従事者や施設等の安定的な確保・公費負担の適正化
- ・生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等のリスクへの対応

次の課題
 解消に寄与

第2回 戦略会議 議事録

令和4年8月24日

1 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

○(市長)「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」(以下、「懇話会」という。)には地域住民が参加されており、地域を巻き込んだ検討をされている。加えて、市民アンケートも実施されているが、地域からはどのような意見が多かったのか。

(医療政策課長)懇話会で出された主な意見としては、在宅医療を推進するだけでなく外来診療に頼ってもらうことも必要、地域住民のニーズへの対応についてそれぞれの地区内で完結できる環境が良い、外来診療と在宅医療を両立させたフットワークの軽い医療を提供するために集約した診療所に医師を複数人配置した方が良い、かかりつけの制度が定着してオンラインの推進に繋がる、高齢者にとっては住み慣れた地域に診療所があることが必要、全てオンライン診療では対応できないため今後も対面診療は必要、安心して暮らせる地域づくりに向けては多職種・地域・医療機関同士の連携が重要、などがある。また、まちづくり会議で出された主な意見としては、診療所を廃止、集約するだけでなく出向く医療の充実を図ること、電子カルテの利用など医療の分野でもデジタル化の推進が必要、などがある。

○(市長)中山間地域などにおける移動手手段の確保について市長公室を中心に検討しているが、6箇所の診療所が再編されることで、市民から不安の意見もあろうかと思われる。在宅診療やオンライン診療を推進することで、今後は出向く医療が重要であると認識している。電子カルテというのは、各診療所で共有できるものか。

(医療政策課長)カルテを電子化し、同じソフトを使えば共有することは可能と考える。

○(市長)懇話会では意見を良くまとめられている。アンケートも市所管の診療所や地域包括支援センターで配布しており、地域住民の意見を聴取できている。医師会や学識経験者の意見も重要ではあるが、市民の理解が必要となるためアンケート結果やまちづくり会議の意見も重んじてもらいたい。課題の一つに医師の高齢化があるとのことだが、令和8年度に1診療所に医師2人体制となり、医師の人数は変わらず6人でもよろしいか。2人の医師がそれぞれ外来診療と在宅医療を分担できるのは良いと考えている。オンライン診療では看護師のみが訪問することも想定されているということか。

(医療政策課長)医師の人数は6人で変わらない。看護師がタブレット等を持って患者宅を訪問し、診療所にいる医師とオンラインで接続することも想定している。

(市長)津久井地域の山間部でも通信環境は整っているのか。

(医療政策課長)通信環境の詳細は今後確認していく。

○(市長公室理事)青根診療所の取り扱いについて、令和6年度を目途に診療日数の見直しを行い、青野原診療所の分院として当面維持するという点は理解できるが、その後に閉院するのであれば、いつを予定しているのか。また、閉院しないという選択肢もあるのではないかと。「閉院の時期を見極めて決定する」という表現が漠然としており、より具体的な説明が必要と考える。

(健康福祉局長)青根診療所は、人口減少を背景に患者数が減少傾向にあるため診療日数を減らすことで維持していきたいと考えている。診療所の再編により医師2人体制となることで、外来診療と訪問診療を両立させていくが、青根診療所の統合については令和8年度以降の実施状況を見極めていく必要があると考えている。実施状況に弊害等が無ければ、青根診療所は施設の状態が良いため、当面維持しながら進めていくことが可能である。また、津久井地域は災害が多いことが想定されるため、災害時の対応など様々な課題の整

理が済んでいないため、当面維持しつつ閉院の時期を見極めるという表現となっている。
(市長公室理事) 青根診療所を閉院しなければならない理由が乏しい。診療所の統合により1つの診療所に医師2人体制となることで、相模湖地区と藤野地区のように外来診療と訪問診療の両立を実施するというのであれば、青野原診療所と青根診療所の統合も可能であると思う一方、地理的な条件など課題もあり、状況を踏まえ、閉院するという表現ではなくてもよいのではないか。

(隠田副市長) 分院として当面維持するという方向性でよいのではないか。

(市長公室理事) 例えば、「診療状況に応じて閉院も含めた検討を継続する」と尚書きするのも一つではあるが、本当に閉院が可能なのか。

(医療政策課長) 青野原診療所については、医師2人体制が難しいという施設の課題があるが、築年数が40年を目途に実施する長寿命化改修工事において、医師2人体制が可能な診療所に改修し、青根診療所を統合することが可能と考えている。

(市長公室理事) 中山間地域の医療という視点において、地理的な課題を踏まえると、結果的に閉院が出来ないという可能性もあるのではないか。

○(市長公室長) 青根診療所は道志村の人も利用があるのか。

(健康福祉局長) キャンプでケガされた人などを含め、市外の利用者もいる。

○(財政局長) 青根診療所の医師について今後継続した医師の確保は見込めるのか。

(健康福祉局長) いずれは指定管理制度を利用したいと考えているが、地域医療医師修学資金貸付制度を継続すれば医師の確保は心配ない。

○(森副市長) 山梨県側の医療施設の配置状況によっては、青根診療所を利用している山梨県民もいると思われる。広域的な視点での対話はしているのか。同じ課題を抱える地域として、周辺の状況を確認する必要がある。

(保健衛生部長) 実際に地域住民は県を越えて通院していると伺っているので、そこも考える必要はあると思われる。

(森副市長) 市民が八王子市や上野原市にある医療機関を受診することがある一方、山梨県民が青根診療所に来院されることもあると思われるが、診療状況はいかがか。データはあるのか。

(市長) 道志村には診療所はないのか。

(保健衛生部長) 道志村にも診療所はあるが、距離が相当離れている。

(隠田副市長) 青根診療所における県外を受診者は把握しているか。

(医療政策課長) 1日の受診者数が10人程度だが、その半数ぐらいが山梨県民という日もある。道志村の東側約半分が青根診療所の利用圏域である。

○(森副市長) 市の方向性として6箇所の診療所を3箇所に統合していくという考えであったとしても、広域的な視点は青根診療所の在り方を考える上で重要である。

○(教育長) オンラインの通信状況については、学校教育での取組を踏まえると問題ない。青根診療所は医療提供サービスを確保するという観点からも残す必要性はあると考えている。また、国民健康保険診療所(以下、「国保診療所」という。)と市立診療所が統合した場合、国保診療所であれば補助金があるのではないか。

(健康福祉局長) 国保診療所であれば、施設整備に対する助成制度があるため、国保診療所にするメリットはあると思われる。ただし、診療所の区分をどちらにするかはこれから検討してまいりたい。

○(教育長) 再編に伴う津久井地域の休日・夜間の診療に影響はあるか。

(健康福祉局長) 休日・夜間の診療について、再編による影響はないように対応するつもりである。ただし、西メディカルセンターをどうしていくのかについては、別途調整をしていく。

○(緑区長) 調整会議における議論の中で、青根診療所を残す理由に地理的条件のほかに、対面診療を残した方が効率的であるとのやり取りがあるが、他と比べてどれほど違うのか。青根診療所のどのような特殊性があるのか。

(健康福祉局長) 対面診療が効率的というのは、青根診療所が他の診療所と比べて離れた

ところに位置しており、診療日数を減らしてでもその場所で対面診療を実施した方が効率的であるという趣旨である。

- (隠田副市長) 様々な意見があったが、当面の取組については問題ないと思われる。閉院により6箇所から3箇所に統合するという表現については、引き続き検討してもらいたい。あくまでも市の基本方針案であるため、審議会等で様々な意見もあろうかと思われるが、原案を修正していただき、ご提案をいただきたい。他に意見はないか。
- (市長) 命に係わることであるため、津久井地域・相模湖地域・藤野地域の地域住民の意見を汲み取ってもらいたい。また、地域住民への情報提供について、丁寧に対応してもらいたい。
- (緑区長) 今後、訪問診療のニーズが高くなると思われるので、量的、質的な体制づくりをお願いしたい。
- (隠田副市長) 地域住民への説明は丁寧をお願いしたい。その際、訪問診療とオンライン診療のイメージをしっかりと伝えなければ、ただ診療所が減るだけという認識になる恐れがあるので、そのあたりを十分に説明してもらいたい。それでは、いただいた意見を踏まえ、原案を一部修正し、承認する。

(2) 結果

- 原案を一部修正し、承認する。
 - ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

以 上